

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 28 日

都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課長

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）を活用した介護施設等における簡易陰圧装置に係る経費支援事業について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。標記事業につきまして、令和 2、3 両年度の事業実施における会計検査院の検査において、「簡易陰圧装置に接続するダクト工事が実施されておらず居室等が陰圧室としての機能を有していない事態」や「予備部品の購入費等を対象経費に含めている事態」が認められたとの指摘を受けております。

つきましては、標記事業が適切に実施されるよう、管内市町村及び当該事業を実施予定の介護事業者に対して、下記の取扱いについて、周知徹底をお願いします。なお、介護事業者に対しては別添の資料を示すなどして周知するようにしてください。

記

1 簡易陰圧装置の設置について

当メニューは、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを低減するには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を補助の対象としているものである。したがって、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要である場合は、同工事の実施は必須であること。

また、都道府県及び市町村においては、事業実績報告書にダクト工事が実施されていることが確認できる写真を添付させるなどして、陰圧室としての機能を有していることを確認すること。

2 予備部品の購入費等について

当メニューの対象経費については、「備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費」としており、予備部品の購入費等（例えば交換用（予備）のフィルター、テントの予備のビニール部分、保守費用）は、補助の対象とはならないこと。